

松前町奨学金代理返還 支援制度導入促進奨励金

＼若手人材の確保・定着に／

定額
30万円

従業員の奨学金代理返還支援制度を導入する企業に交付します

◆ 導入メリット ◆

- 1 「若手人材」へのアプローチ
- 2 「人材定着」で離職率低減
- 3 企業の「イメージ向上」
- 4 税制優遇あり



法人税

給与として**損金算入**でき、「賃上げ促進税制」の対象にもなるため、一定の要件を満たす場合には、**法人税の税額控除**の適用を受けることができます。

社会保険料

代理返還による返還金は、原則として標準報酬月額算定のもととなる報酬に含めないため、**社会保険料を減らせる**可能性があります。

従業員の所得税

企業等が直接、日本学生支援機構に返還額を送金することで、通常の給与と奨学金の返還が区分され、その返還額に係る**所得税は非課税**となり得ます。

詳しい内容は日本学生支援機構ホームページをご確認ください



主な給付要件

- ◆ 令和8年4月1日以降に奨学金代理返還制度を就業規則、賃金規程等で定め、従業員に周知していること。
- ◆ 雇用保険に加入している従業員が1人以上いること。
- ◆ 奨励金の給付決定を受けた日から5年以上、奨学金代理返還制度を継続して実施する意思があること。
- ◆ 町ホームページ等で事業者名、所在地、奨学金代理返還制度の内容等を公表することに同意すること。

奨励金額

30万円 (定額)

申請期間

令和8年5月1日(金)～
令和9年3月5日(金) (消印有効)

※ 申請期間内でも予算上限に達し次第、受付を終了することがあります。

申請手順



提出書類

- ①奨学金代理返還支援制度導入促進奨励金給付申請書兼請求書(様式第1号)
 - ②【法人の方】 履歴事項全部証明書又は直近の法人税の確定申告書の写し
【個人事業主の方】 令和7年分の所得税の確定申告書及びその確定申告書に添付された収支内訳書又は青色申告決算書の写し
 - ③ 雇用保険の被保険者がいることが確認できる書類
 - ④ 奨学金代理返還制度を導入したことが分かる書類
 - ⑤ 奨学金代理返還制度を従業員に周知したことが分かる書類
 - ⑥ 奨学金代理返還制度を社外に明示したことが分かる書類
 - ⑦ 町税等の納税状況確認同意書(様式第3号)
 - ⑧ 誓約・同意書(様式第4号)
- ※ 上記のほか、必要な書類の提出をお願いすることがあります。
あらかじめご了承ください。

詳細は町ホームページで
確認してください。

【提出先・問い合わせ】

松前町産業課 商工振興係
〒791-3192 松前町大字筒井631番地
TEL: 089-985-4120 (平日午前8時30分～午後5時15分)
FAX: 089-985-4148
✉: 212syoko@town.masaki.ehime.jp



詳細はこちら



町奨励金
ホームページ